

福岡県公報

令和 4 年 4 月 19 日
第 292 号

目次

告 示 (第384号 - 第385号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
公 告		
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	2
○落札者等の公示	(警察本部施設課)	3
○落札者等の公示	(警察本部施設課)	3
○落札者等の公示	(警察本部施設課)	4
○落札者等の公示	(警察本部施設課)	4
○落札者等の公示	(警察本部施設課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	5
○落札者等の公示	(総合政策課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7

(中小企業振興課) 8

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	8
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	10
○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施	(警察本部生活保安課)	12
○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施	(警察本部生活保安課)	14

告 示

福岡県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宮田線 小竹	前	鞍手郡小竹町大字勝野3562番2先から 鞍手郡小竹町大字勝野3324番2先まで	9.5 ～ 15.7	140.0
			後	鞍手郡小竹町大字勝野3562番2先から 鞍手郡小竹町大字勝野3324番2先まで	12.4 ～ 15.7	140.0

福岡県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宮田小竹線	鞍手郡小竹町大字勝野3562番2先から 鞍手郡小竹町大字勝野3324番2先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年4月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス田主丸店

(2) 所在地 久留米市田主丸町豊城字黒嶋1660番1外6筆

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年12月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,285.8平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側	42
合計	42

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北西側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北西側	4.02
合計	4.02

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	建物北西側、建物北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 11 時 00 分

公告

契約の相手方等について、次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県警察本部庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約を決定した日

令和 4 年 3 月 16 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社セイビ九州

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前 1 - 19 - 3

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

302,500,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

福岡自動車運転免許試験場庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 3 月 16 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

キョウワプロテック株式会社福岡事業所

(2) 住所

福岡市中央区春吉 3 - 21 - 18

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

118,800,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年2月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年3月16日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ケンビ

(2) 住所

北九州市戸畑区沖台1-3-8

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

58,080,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年2月4日

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

筑豊自動車運転免許試験場庁舎清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年3月16日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社旭商会

(2) 住所

福岡市中央区大名2-4-30

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

93,720,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称
筑後自動車運転免許試験場庁舎清掃業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部施設課
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日
令和 4 年 3 月 16 日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
総合システム管理株式会社
 - 住所
福岡市博多区博多駅前 1 - 15 - 20
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
79,200,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 4 年 2 月 4 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市有田字小松原950番 9 及び953番19

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県入間市久保稲荷四丁目15番地13
萩原 瑞穂

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和 4 年 4 月 6 日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 （仮称）ダイレックス古賀舞の里店
 - 所在地 古賀市舞の里三丁目19番 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 大規模小売店舗を新設する日
令和 4 年 12 月 7 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,085平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地内	41
合計	41

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物北西側	15
合計	15

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物北西側	45.0
合計	45.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内北西側	6.37
合計	6.37

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	建物敷地北西側及び北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 11 時 00 分

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

令和 4 年度福岡県地価調査業務委託契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部総合政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会

(2) 住所

福岡市博多区祇園町 1 番 40 号

5 契約金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

68,509,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条 1 (b)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アイレックスガーデン
- (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アイレックスガーデン花見東
- (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番6外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドラッグコスモス古賀店
- (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1880番2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) フェスティバルガーデン上津
- (2) 所在地 久留米市本山一丁目542番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フェスティバルガーデン春日
- (2) 所在地 春日市大字上白水1308番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第90号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和4年4月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等

」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和4年6月10日（金）から同年6月17日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和4年6月15日（水）から同年6月17日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
30名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
 - 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 4 年 5 月 9 日（月）及び同年 5 月 10 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000 円

イ 追加取得講習

14,000 円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは

販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第91号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和4年4月19日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和4年7月27日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和4年7月28日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- (2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和4年6月27日（月）及び同年6月28日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に

限る。)

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず受付専用電話（080（2739）0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検

票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続き期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第92号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和4年4月19日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
令和4年7月29日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

ア 受付日

令和4年6月27日（月）及び同年6月28日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、7(1)の受付期間内に、必ず受付専用電話（080（

2739) 0070) に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分までの間に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、7（2）に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

福岡県公安委員会告示第93号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第

9条の規定により公示する。

令和4年4月19日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

令和4年6月1日（水）から同年7月29日（金）までの間

※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

- (1) 受付期間
- ア 受付日
令和 4 年 6 月 1 日（水）から同年 7 月 29 日（金）
※県の休日を除く。
- イ 受付時間
午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間
- (2) 受付場所
- ア 3(1)ア又は 3(2)アに該当する者
住所地を管轄する警察署
- イ 3(1)イ又は 3(2)イに該当する者
営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 3(1)ウ又は 3(2)ウに該当する者
旧合格証の交付を受けた警察署
- (3) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1 枚
- (ウ) 旧合格証の写し
- (エ) 3 の審査対象に該当することを疎明する書面（下記 a 又は b のいずれか 1 つ）
- a 3(1)に該当する者
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）
- b 3(2)に該当する者
検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であることを疎明する書

面（指定講習講師従事証明書等）

- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし
- 5 申請方法
- (1) 4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。
- (3) 手数料
書面審査については、手数料を徴収しない。
- 6 成績証明書の交付
書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。
- 7 その他
- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。